



2025年3月13日

各位

会社名 株式会社多摩川ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 梶沢 徹
(東証スタンダード市場・コード6838)
問合せ先 経営企画部 松宮 弘幸
電話番号 03-6435-6933

第11回新株予約権（強制行使条項を付した有償ストックオプション）の消滅に関するお知らせ

当社は、2020年2月21日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」（以下、「当初お知らせ」という）に基づき、2020年3月9日に発行いたしました募集新株予約権（以下、「本新株予約権」という）につきまして、権利行使期間内に権利行使が完了せず、その行使期間の末日である2025年3月8日の経過をもって本新株予約権が消滅しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 消滅した本新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称	第11回新株予約権
(2) 発行日	2020年3月9日
(3) 割当対象者	代表取締役社長 梶沢 徹 291個 (29,100株) 取締役 増山 慶太 30個 (3,000株) 取締役 上林 典子 30個 (3,000株) 監査役 長濱 隆 40個 (4,000株) 監査役 仲田 隆介 20個 (2,000株) 当社従業員 3名 18個 (1,800株) グループ会社従業員 4名 31個 (3,100株) 上記記載の従業員のうち退職者2名を含む。また、1名3個行使済み。
(4) 新株予約権の権利行使期間	2020年3月9日～2025年3月8日
(5) 新株予約権の権利行使価額	1株あたり1,802円
(6) 新株予約権の消滅日	2025年3月9日
(7) 発行した新株予約権の数(株数)	460個 (46,000株)

(8) 未行使の新株予約権の数 (株数)	457 個 (45,700 株)
(9) 消滅した新株予約権の数 (株数)	457 個 (45,700 株)
(10) 消滅後の新株予約権の数 (株数)	0 個 (0 株)
(11) 新株予約権の発行価額	1 個あたり 1,100 円

2. 本新株予約権の消滅に至った経緯・理由

当社は、本新株予約権を 2020 年 3 月 9 日に発行しましたが、世界的な半導体不足の煽りを受けて、当社が利用する半導体の仕入れが滞ったことで、当社グループの売上の 53%を占める (2020 年 3 月期当時) 多摩川電子の業績が低下、また新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) での株式相場軟調の影響も相まって、その行使期間のほとんどにおいて当社株価が行使価額の 1,802 円を下回って推移しています。このため当初予定していた権利行使が進まず、発行した新株予約権の 460 個の内 457 個 99%が未行使の状況でした。

このような状況において、当初お知らせに記載のとおり、株価下落に対して一定の責任を負うことで割当対象者に中長期的な株価維持に向けた動機付けがなされることから本新株予約権には当社普通株式の終値が行使価額の 50%を下回る価格となった場合、行使価額での行使が義務となる行使条件が付されていること (以下、「強制行使条項」という) が付されており、当該強制行使条項に抵触している状態であったことから、本新株予約権の割当対象者 (本日現在の退職者も含みます。以下同じ。) の行使を期待して、本新株予約権の割当対象者である当社役員も含めて、本新株予約権の行使期間を延長することを検討いたしました。

しかしながら、本新株予約権の行使期間の延長については法的な要因により困難であったことから、本新株予約権の消滅以後ではあるものの、2025 年 3 月 12 日開催の当社取締役会決議 (但し、本新株予約権の割当対象者であった上記 1 (3) に記載の取締役及び監査役を除く。) としては、本新株予約権の発行後においては新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) などの社会環境の大幅な変化に起因して当社株価が行使価額の 1,802 円を大きく下回る状況が続いており、特に 2020 年 3 月期当時において当社グループの売上高の 5 割以上を占めていた多摩川電子を中心とした電子・通信機器事業が 2020 年後半からの半導体不足の煽りを受けた半導体や非鉄金属材料の長納期化による顧客との契約納期長期化、一部部品の納期遅れによる生産延伸等の影響による業績の低下が株価低迷の要因であり、このような社会環境の変化を予見することは困難であることから、最終的に、本新株予約権の割当対象者にその強制行使条項に基づき行使義務を負わせることは妥当ではないと判断し、本新株予約権がその行使期限の徒過により消滅したこともやむを得ないものと考えております。

この点、本新株予約権の消滅以後ではあるものの、2025 年 3 月 12 日開催の当社取締役会 (但し、本新株予約権の割当対象者であった上記 1 (3) に記載の取締役及び監査役を除く。) において、当初お知らせに記載のとおり、株価下落に対して一定の責任を負うことで割当対象者に中長期的な株価維持に向けた動機付けがなされることから本新株予約権の行使条件として強制行使条項が規定されていることから、当該条項に基づく行使についての本新株予約権の割当

対象者（当社の取締役を含む。）に対する責任を追及すべきとの意見もありうるどころ、このような状況における本新株予約権の責任について責任原因・損害額・原因と損害との因果関係について、確立した議論があるものではなく、裁判手続として責任追及を行うことで本新株予約権の割当対象者あるいは当社取締役との間での長期に亘る紛争になりかねず、そのような状況はむしろ現在の当社グループの事業運営に重大な悪影響を及ぼしうることから適切ではないと考え、前述のような判断となりました。

なお、本新株予約権の発行当初、本新株予約権の発行時においては新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの社会環境の大幅な変化と、2020年3月期当時において当社グループの売上高の5割以上を占めていた多摩川電子を中心とした電子・通信機器事業が2020年後半からの半導体不足の煽りを受けた半導体や非鉄金属材料の長納期化による顧客との契約納期長期化、一部部品の納期遅れによる生産延伸等の影響による業績の低下に起因して当社株価が行使価額の1,802円を大きく下回る状況が続くことは予見できるものではなく、結果として、前述のように本新株予約権の強制行使条項に基づく本新株予約権の行使がなされなかったとしても、一定の前提に基づき評価される本新株予約権の価値評価自体が問題となるものではないと考えております。

3. 当期業績への影響

本新株予約権の消滅による当社業績への影響は軽微です。

以上